

2022年4月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 昴 代表者名 代表取締役社長 西村 秋 (証券コード:9778 東証スタンダード) 問合せ先 常 務 取 締 役 立山 政俊

電話番号 099-227-9506

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 5 月 26 日開催予定の第 64 回定時株主総会に下記のとおり、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備える ため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めること が義務付けられていることから、変更案第 15 条 (株主総会資料の電子提供) 第 1 項を 新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第 15 条 (株主総会資料の電子提供) 第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、 本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 : 2022 年 5 月 26 日 定款変更の効力発生予定日 : 2022 年 5 月 26 日

変更案 現行定款 (株主総会参考書類等のインターネット開示と 「削除〕 みなし提供) 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載または 表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定める ところに従いインターネットを利用する方法で 開示することにより、株主に対し提供したものと みなすことができる。 「新設] (株主総会資料の電子提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社 法第325条の2に定める電子提供措置をとる。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務 省令で定めるものの全部又は一部について、議決権 の基準日までに書面交付請求をした株主に対して 交付する書面に記載しないことができる。 第 16 条~第 46 条 第 16 条~第 46 条 [現行どおり] [条文省略] 附則 附則 [新設] 第1条 現行定款第15条(株主総会参考書類等の インターネット開示とみなし提供)の削除及び変更 定款第15条(株主総会資料の電子提供)の新設は、 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70 号) 附則第1条但書に定める施行の日(以下「施行 日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月 以内の日に開催する株主総会については、現行定款 第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供) はなお効力を有する。 3 本条は、施行日から6か月を経過した日又は 前項の株主総会の日から3か月を経過した日の いずれか遅い日をもってこれを削除する。

以上